

中間見直しの課題と論点整理

- 1 現計画目標値の達成に向けた課題
- 2 現行計画策定（R3.3）以降の主な社会変化
- 3 中間見直しにおける主な課題と論点

1 現計画目標値の達成に向けた課題

【一般廃棄物】

- リサイクル率は低下傾向にあるが、現行の調査方法の見直し（民間リサイクル量の調査等）を含めて、より精緻な実態把握を進める必要がある。
- 排出量の約7割を占める「生活系ごみ」の排出削減とリサイクルをより一層推進する必要がある。特に、排出時の分別を徹底し、焼却ごみ（可燃ごみ）に含まれている資源物（紙類・布類やプラスチック等）のリサイクルを進める必要がある。

【産業廃棄物】

- 最終処分量が多い「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」のリサイクルを進める必要がある。
- 最終処分量が多い「建設業」及び「製造業」における資源循環の取組を一層進めていく必要がある。

2 現行計画策定（R3.3）以降の主な社会変化

ア プラスチック資源循環促進法

(R4.4 施行)

➤ プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じる。

- ・環境配慮設計の推進（指針の策定と製品認定、国の率先調達 など）
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化 など
- ・市町村による分別収集・再商品化
- ・製造販売事業者による自主回収
- ・排出事業者の排出抑制・再資源化 など



環境省ウェブページより

➤ プラ新法の施行により、民間事業者や市町村の対応が徐々に進んできている

- ・プラスチック製品製造事業者における取組（軽量化、バイオ素材への転換など）
 - ・小売店や飲食店、宿泊施設等による使用削減の取組（消費者への意志確認、使い捨て容器の廃止など）
 - ・市町村による製品プラスチックごみの分別収集・再資源化（※）
- ⇒R5.4 仙台市が全国に先駆けて実施（大臣認定第1号）、県内の16市町が分別収集を実施（R7.4）

※プラスチック資源の分別収集を促進するため、従来の容器包装プラスチックに加えて、ハンガー等の製品プラスチックについても一括で回収し、リサイクルを行うもの。

2 現行計画策定（R3.3）以降の主な社会変化

イ 循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進

第五次循環型社会形成推進基本計画
（パンフレット）より

➤ 国の第五次循環社会形成推進基本計画（R6.8 閣議決定）

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、**持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。**

➤ 資源有効利用促進法の一部改正（R8.4 施行予定）

再生資源の利用義務化

- 再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け。

環境配慮設計の促進

- 特に優れた環境配慮設計（易解体・分別設計、長寿命化の認定制度を創設）。
- 認定製品はその旨の表示、金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

GXに必要な原材料等の再資源化の促進

- 認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例、回収・再資源化のインセンティブを付与。

CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、事業者に対し資源有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

循環型社会の将来像

資源循環に配慮した消費行動

適量購入、繰り返し使用・耐久性に優れた商品の選択、再生利用が容易な商品の選択、リサイクル製品の優先購入等

メンテナンス・リペア

リデュース・リユース・リサイクル

製品の有効活用

ストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルが推進

情報開示

環境価値に関する表示を伴った多様な選択肢が提供され、消費者のライフスタイル転換を促進

シェアリング・リース

分別の徹底

拠点回収・店頭回収や工場等での生産端材の回収を含め、適切かつ積極的な分別回収が促進

環境配慮設計

分解しやすい、リサイクルしやすい、単一素材を使用するなど、製品等の設計段階における環境配慮が徹底

収集運搬

高齢化世帯の増加にも対応した廃棄物収集運搬システムの設計・実装が促進

リサイクル

廃棄物処理

天然資源の消費抑制

循環資源や再生可能資源の割合をできるだけ高め、天然資源を利用せざるを得ない場合には環境負荷の少ない調達先を選択

バイオプラスチック普及のための技術開発や資源回収を最適化するための高度な破碎・選別技術の開発が進展

再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分

➤ 『循環経済への移行』が国家戦略として進められている。

2 現行計画策定（R3.3）以降の主な社会変化

- 廃棄物を「資源」として捉えて、市町村と民間事業者が連携した資源循環の取組が広がってきている。

【取組事例（県外事例含む）】

・ペットボトルの水平リサイクル

市町村と飲料メーカー等が連携して、家庭から排出される使用済みペットボトルを再びペットボトルに再生する水平リサイクルの取組が拡大している。

・フリマアプリ事業者等と連携したリユースの推進

市町村がフリマアプリ事業者等と連携して、リユース可能な粗大ごみ（家具や日用品等）の出品・販売を実施。

・食品廃棄物のリサイクル（仙台市・定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業）

仙台市では、定禅寺通エリア内の飲食店の協力（生ごみの分別排出等）を得て、食品廃棄物をまとめて分別収集し、バイオマス発電燃料にリサイクルするモデル事業を実施中。

・家庭ごみの回収・再資源化（県外事例）

市町村と民間事業者が連携した家庭ごみの回収・再資源化の取組

例）廃食油→航空機燃料（SAF）、使用済み紙おむつ→燃料／建築資材／紙おむつ
粗大ごみ中のプラスチック製衣装ケース→マテリアルリサイクル など

2 現行計画策定（R3.3）以降の主な社会変化

ウ 食品ロス削減推進法に基づく基本方針の変更（R7.3 閣議決定）

- 社会情勢の変化を踏まえて、食品ロス削減に関する基本方針を下記のとおり変更した。

2030年度目標の明確化

- ・ 事業系食品ロス：2030年度目標（273万トン）を2022年度に8年前倒しで達成したことから、2000年度比で60%削減（219万トン）を新たに設定。
- ・ 家庭系食品ロス：2000年度比で50%削減する目標を達成見込みだが、さらに早期の目標達成を目指す。

国民運動の推進

- ・ 「食の環プロジェクト」を通じて、消費者、事業者、行政、教育機関など多様な主体が連携し、食品ロス削減だけでなく、食品寄附の促進や食品アクセスの確保等、持続可能な社会の実現を目指す。

具体の取組

- ・ 「てまえどり」や「ローリングストック（備蓄品の回転活用）」、食べ残し持ち帰り促進などの行動を推奨。
- ・ 規格外品の活用促進や納品期限の見直し、賞味期限表示の合理化によって無駄な食品の廃棄を減量する。

制度整備・技術活用

- ・ 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の周知と事業者による取組の推進。
- ・ 食品寄附活動の社会的信頼の向上と活動定着のため、「食品寄附ガイドライン」の普及啓発を図る。
- ・ ICTやAIを活用し、需要予測や物流の効率化を図ることで、過剰な発注や廃棄を減らす取組を推進。

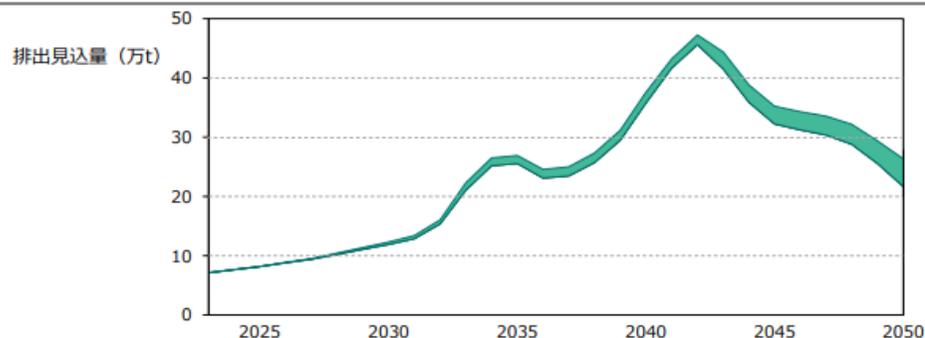
2 現行計画策定（R3.3）以降の主な社会変化

Ⅰ 国における「太陽光発電設備のリサイクル制度」の在り方の検討

産業構造審議会 インノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 太陽光発電設備リサイクルワーキンググループとりまとめ
「太陽光発電設備のリサイクル制度のあり方について」参考資料より（令和7年3月）

太陽光パネルの排出量予測（推計結果）

- 太陽光パネルの推計排出量は**2030年代半ばから顕著に増加し、最大50万 t /年程度（うち、既設の太陽光パネルは40万 t /年程度）まで達する見込み**。これが全て直接埋立処分された場合、2021年度の最終処分量869万 t /年に対して約5%に相当する。 ※長期利用やリサイクル等による排出の平準化を考慮せず保守的な設定で推計
 - 個別リサイクル法の枠組みにより処理されている自動車や家電4品目の現在の処理量と比較しても、太陽光パネルも**将来的には同程度の排出**が見込まれている。
- ⇒ **リサイクルを着実に進めなければ、最終処分量の大幅な増加につながる**ことになる。



※太陽光発電の導入量は、第6次エネルギー基本計画の導入目標をもとに推計。非FIT設備の導入割合は2022年の推計量をもとに一定の仮定を置いて推計。
※太陽光パネルの排出量は、①故障による排出、②FIT/FIP買取期間満了に伴う排出、③損益分岐要因による排出要因を考慮して推計。

【（参考）各個別リサイクル法におけるリサイクルの状況】

法律名	現状のリサイクルの状況
自動車リサイクル法（R4年度実績）	製造業者等による自動車シュレッダーダストの処理実績： 約46万 t （約241万台分）
家電リサイクル法（R5年度実績）	製造業者等による再商品化等処理重量： 約57万 t （参考）製造業者等による処理台数：エアコン約369万台、テレビ約359万台、冷蔵庫・冷凍庫約337万台、洗濯機・衣類乾燥機約385万台
小型家電リサイクル法（R4年度実績）	認定事業者による処理量： 約9万 t

3 中間見直しにおける主な課題と論点

課題1 循環経済（サーキュラーエコミー）の推進

- リサイクルについては、特に一般廃棄物のうち家庭から排出されるごみの分別を進める必要がある（「意識醸成」と「仕組み」の両面から）。
- 市町村と民間事業者が連携した資源循環の取組を推進する必要がある。
- 建設業や製造業における資源循環の取組を推進する必要がある。
- これまでの環境面に着目した3Rの取組に加えて、『資源循環の上流部』の取組を強化する。
- 循環配慮設計やCEコマース（リユース・リペア・シェアリング等）の推進により、最終的な廃棄を前提としないモノづくりや、モノを出来るだけ長期間使用するサービスなど、経済社会システムそのものを循環型に変えていくことで、環境と経済の両立を目指す。
- 「質の高い再生材」を供給するため、廃棄物・リサイクル産業の育成と振興を進める必要がある。

課題2 プラスチックの資源循環の推進

- 民間事業者による3R+Renewableの取組の支援と先進事例の情報発信に取り組む必要がある。
- 市町村におけるプラスチック製品の一括回収実施に向けた支援を行う。

課題3 食品ロスの更なる削減

- 家庭における食品ロス削減の取組を進める必要がある。
- 事業系については、令和4年度に令和12年度目標を達成。国の目標値引き上げに伴い、更なる取組を進める必要がある。

課題4 廃棄物の適正処理

- 将来大量廃棄が予想される太陽光パネルや廃石膏ボードのリサイクル・適正処理を進める必要がある。
- 広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、県が市町村の総合調整を行う必要がある。